



令和 4 年 9 月 7 日

生活道路における可搬式ハンプの試験設置について

～旭川市内 1 例目となる試験設置を行います～

速度の速い車両が通過する事が交通安全上の課題となっている旭川市立新町小学校の通学路において、旭川市と旭川開発建設部が連携して現地の確認及び対策実施箇所について検討し、速度抑制対策として可搬式ハンプの試験設置を行います。

記

設置期間 : 令和 4 年 9 月 1 2 日 (月) ~ 令和 4 年 1 0 月 1 4 日 (金)

場 所 : 旭川市 4・5 条西 3 丁目地先 (市道名: 5 条西 1・4 丁目間 2 号線)

詳細は別紙をご参照ください。

その他 : ・旭川開発建設部では、生活道路の交通安全に係る新たな連携施策「ゾーン 3 0 プラス」の取組の一環として、ビックデータを用いた分析結果の提供や、可搬式ハンプの貸し出しを行い、生活道路の交通安全対策を支援しています。

詳細は参考資料をご参照ください。

・今回設置する可搬式ハンプは、長さ約 6 メートル、幅約 4 メートルです。

・設置期間については予定であり、天候等の状況によっては、前後する可能性があります。

【問合せ先】

・「生活道路の交通安全対策」、「可搬式ハンプ」について

国土交通省 北海道開発局 旭川開発建設部 道路計画課

課 長 高橋 誠志 電話 (0166-32-4285)

課長補佐 大西 功基 電話 (0166-32-4285)

旭川開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/as/>

旭川開発建設部公式 Twitter アカウント @mlit_hkd_as



・「現地試験設置」について

旭川市 土木部 土木総務課 電話 (0166-25-9759)

可搬式ハンプの試験設置について

別紙

■可搬式ハンプ設置場所

旭川市4・5条西3丁目地先（市道名：5条西1・4丁目間2号線）

■設置期間

令和4年9月12日(月)～令和4年10月14日(金) 予定

【課題】

通学路で30km/h規制区間であるが、走行速度が速い車両が多い箇所



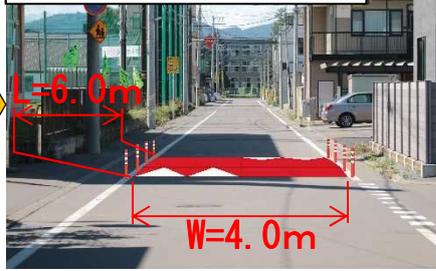
凡例

- : 30km/h規制区間(ゾーン30)
- : ハンプ設置箇所
- : 小学校
- ↔ : 通過交通

【設置前】



【設置後(イメージ)】



【現在の状況】



【可搬式ハンプについて】

可搬式ハンプとは、ドライバーへの注意喚起や、スピードを落とさせることを目的として、道路の路面に据え置くゴム製の凸状のものです。

【参考】可搬式ハンプ



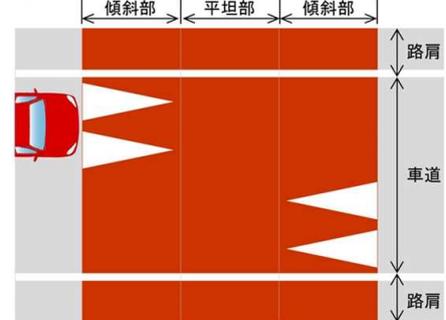
旭川開発建設部では仮設用として設置・撤去が可能な据え置き型のゴム製の可搬式ハンプの貸し出しを行っています。

<ハンプ紹介動画>

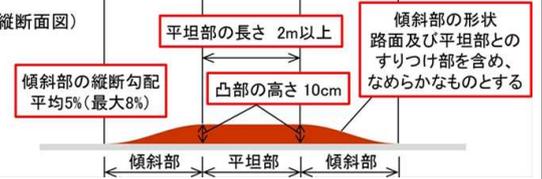


国土技術政策総合研究所

(平面図)



(縦断面図)



国土技術政策総合研究所HPより

生活道路の交通安全に係る新たな連携施策「ゾーン30プラス」

○ 最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定

○ 道路管理者と警察が緊密に連携し、地域住民等の合意形成を図りながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間を整備

〔「ゾーン30プラス」の入口（イメージ）〕



<警察による交通規制>

■ 最高速度30km/hの区域規制等 (ゾーン30)



● 進入抑制対策
● 速度抑制対策

<道路管理者による物理的デバイスの設置>

+

● 進入抑制対策



ライジングボラード



ハンブ



スムーズ横断歩道

● 速度抑制対策



狭さく



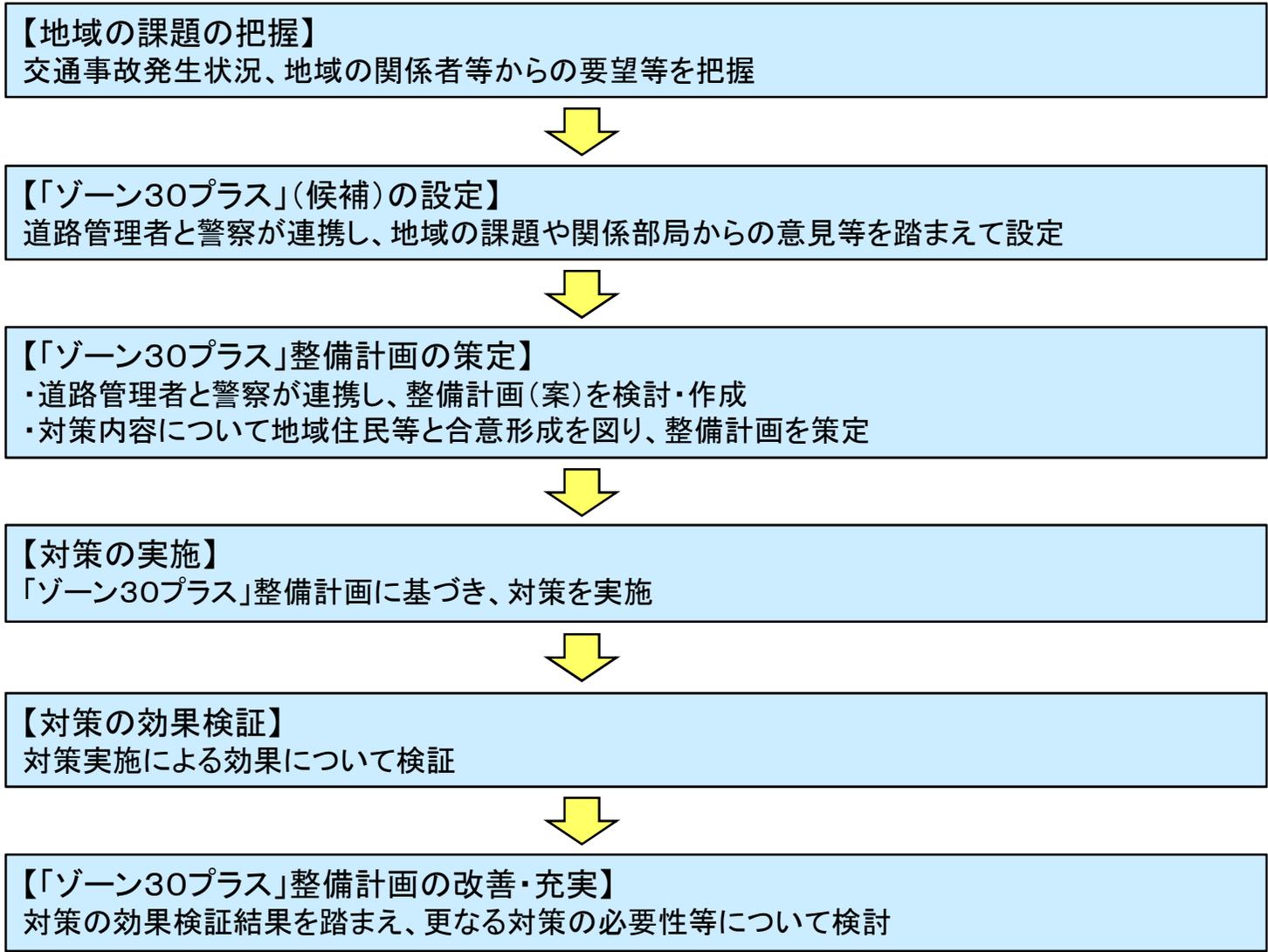
クランク



スラローム

「ゾーン30プラス」の取組フロー

道路管理者及び警察が取り組む内容



PDCAサイクルの
継続的な取組

【地方整備局等により、取組全般について支援】

例) ビッグデータを用いた分析結果の提供、交通安全診断を行う有識者の斡旋、物理的デバイスの設置事例の紹介 等